

別添資料1

平成20年3月10日国土交通省告示第285号(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001614356.docx>)から抜粋

調査対象配管用用途	表番号	用途		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
給水管	別表第四	一 飲料用の配管設備 及び排水設備	(二)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分 を除く。)	配管の腐食及び漏水の状 況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
給湯管			(十一)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分 を除く。)	給湯管及び膨張管の設置 の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第四号の規 定に適合しないこと。
		二 飲料水の配管設備	(十)	給湯設備(循環ポンプを 含む。)	給湯設備の腐食及び漏水 の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
排水管(汚水・雑排水)		三 排水設備	(十五) その他	排水管	公共下水道等への接続の 状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第3項第三号の規定に適合し ないこと。
排水管(雨水)			(十六) その他		雨水排水立て管の接続の 状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ハの 規定に適合しないこと。
通気管			(二十二) その他	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認 する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号イ又 は第五号の規定に適合しないこと又は損傷が あること。
冷温水配管(空調)	別表第一	一 法第28条第2項又は 第3項の規定に基づき 換気設備が設けられた 居室(換気設備を設け るべき調理室等を除 く。)	(十二)	中央管理方式の空気調和 設備	空気調和設備及び配管の 劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著し い腐食があること。